

## 市第129号議案 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

### 1 提案理由

「栄養士法（昭和22年法律第245号）」の改正により、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）」等の一部が改正されました。

このため、基準等に関する本市の関係条例の一部を改正します。

### 2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第63号）
- (2) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）
- (3) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）
- (4) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）
- (5) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）
- (6) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）
- (7) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）
- (8) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）
- (9) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）
- (10) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）
- (11) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）
- (12) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）

### **3 改正の概要**

栄養士法の一部が改正されたことに伴い、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許を取得しなくとも管理栄養士の資格を取得することが可能となりました。

このため、各条例に規定する施設の人員配置基準等において栄養士の配置を求めている部分に管理栄養士を加え、「栄養士又は管理栄養士」とする改正を行います。

### **4 施行予定日**

令和7年4月1日